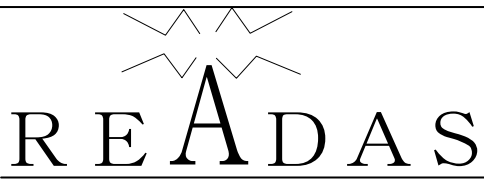


第 5368 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年12月11日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♣ ジュニア NISA

Q：ジュニアNISAが始まるそうですが、どのような内容になっているのですか？

A：口座開設の申請手続きが平成28年1月から開始されます。

【解説】

ジュニアNISAとは、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置のことをいい、20歳未満（口座開設の年の1月1日現在）の居住者又は恒久的施設を有する非居住者（居住者等）を対象として、平成28年4月1日から平成35年12月31日までの間に年間80万円を上限として未成年者口座で取得した上場株式等について、その配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長5年間（非課税期間）非課税となる制度です。

①非課税対象

未成年者口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益

②対象者

口座開設の年の1月1日において20歳未満又はその年に出生した居住者等

③非課税投資額

1 非課税管理勘定における投資額は80万円が上限（未使用枠は翌年以後繰越不可）

この非課税措置を受けるためには、金融商品取引業者等に未成年者口座を開設し、非課税管理勘定を設定する必要があります。

口座開設の申請手続きは、平成28年1月から開始されます。

